

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方公共団体実行計画)

第2次金武町地球温暖化対策実行計画

2018年度～2022年度

平成31年3月

沖縄県金武町

目 次

第1章 基本的事項

- 1. 計画の目的と背景.....1
- 2. 基準年度・計画期間・目標年度.....1
- 3. 対象範囲.....1
- 4. 対象とする温室効果ガス.....1

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

- 1. 基準年度の温室効果ガス排出量.....3
- 2. 要因別の排出状況.....4
- 3. 削減目標.....4

第3章 具体的な取り組み

- 1. 太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの積極導入.....5
- 2. 施設設備の改善等.....5
- 3. 物品購入等.....5
- 4. その他の取り組み.....5

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

- 1. 推進体制.....7
- 2. 点検体制.....7
- 3. 進捗状況の公表.....7

第1章 基本的事項

1. 計画の目的と背景

地球温暖化対策実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられており、温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものである。

平成24年度に策定した第1次実行計画では、平成23年度における温室効果ガス総排出量（4,597t-CO₂）を平成28年度までの5年間で5%削減することを目標とした。実行計画に基づく取り組みの結果、平成28年度における温室効果ガス総排出量は4,308t-CO₂（6.3%削減）となり、目標を達成した。

第1次実行計画の計画期間が終了したことから、さらなる地球温暖化対策を実施するため、第2次実行計画において新たな削減目標と取り組みを定めるものとする。

2. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を2017年度（平成29年度）とし、計画期間を2018年度（平成30年度）～2022年度までの5年間とする。目標年度については、2022年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

※ 基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、各地方自治体が独自に設定する年度をいう。

3. 対象範囲

実行計画は、本町が行う全ての事務・事業、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とする。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業については、受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請する。

4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる7種類のガスのうち二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）及び一酸化二窒素（N₂O）を対象とする。

表-1 対象施設一覧

施 設 名	管轄部署
庁舎	総務課/住民生活課/税務課/保健福祉課/ 企画課/農林水産課/建設課/上下水道課/ 議会事務局/農業委員会/監査事務局/
當山記念館 有線放送センター・防災無線スピーカー	総務課
金武火葬場 金武町葬斎場 中川ゴミ処理場 宮城原霊園トイレ	住民生活課
総合保健福祉センター	保健福祉課
地域子育て支援センター歩っ歩 嘉芸こども園（嘉芸保育所） 金武こども園（金武保育所）	こども支援課
尿処理センター・バキュームカー事務所 農業排水処理施設 アクティブパーク 雄飛が丘町民ふれあいガーデン・福花公衆トイレ・ 武田原公衆トイレ 苗畑	産業振興課
浜田原公園 街灯	建設課
教育委員会	学校教育課 社会教育課
給食センター 金武中学校 金武小学校 中川小学校 嘉芸小学校 中川幼稚園	学校教育課
金武こども園（金武幼稚園） 嘉芸こども園（嘉芸幼稚園）	こども支援課
中央公民館 中川公民館 文化センター 体育館 図書館 武道館 プール 金武町ベースボールスタジアム（野球場） 金武地区公園 フットボールセンター	社会教育課
浄水場	上下水道課

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 基準年度の温室効果ガス排出量

金武町の事務・事業における基準年度（2017 年度（平成 2 9 年度））の温室効果ガス総排出量は、4,246t-CO₂（4,246,323kg-CO₂）である。なお、本町の温室効果ガス総排出量は 2011 年度（平成 2 3 年度）以降、減少傾向を示している。

表-2 基準年度の排出量

区 分	排出量
温室効果ガス（CO ₂ 換算）	4,246t-CO ₂

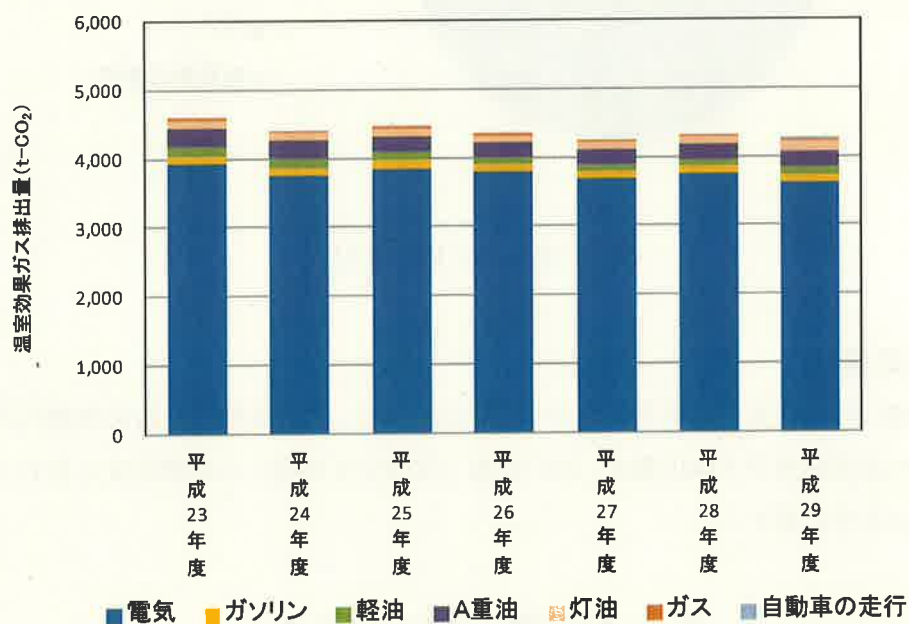


図-1 排出量の経年変化

2. 要因別の排出状況

第2次基準年度である2017年度（平成29年度）の温室効果ガス排出量を排出要因別に見ると、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の85%を占め、次いでA重油の使用が5%を占めている。

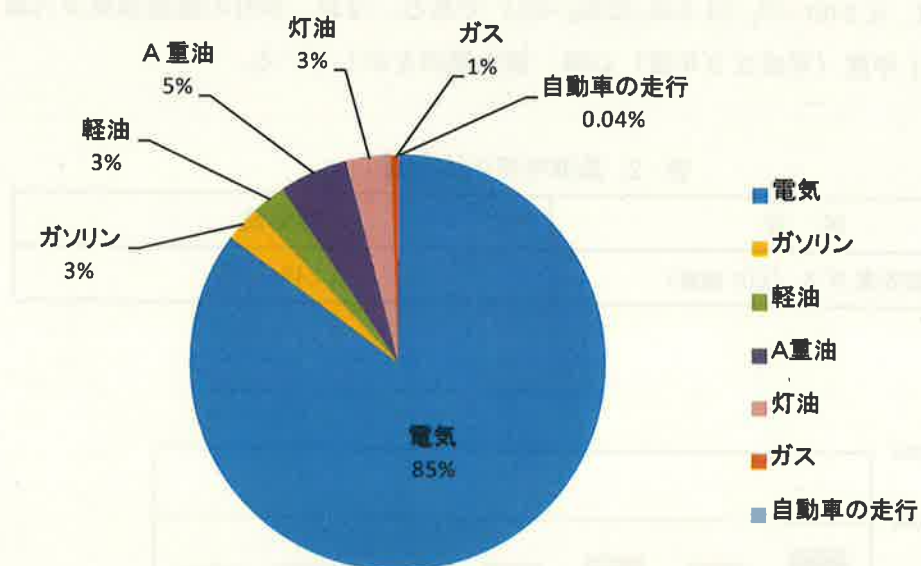


図-2 要因別の排出状況

3. 削減目標

第2次実行計画に基づく事務事業の実施においては、本計画期間の最終年度にあたる2022年度の温室効果ガス排出量を、2017年度（平成29年度）の基準年度に対して5%削減することを目指す。

表-3 削減目標と目標年の排出量

区分	基準年度排出量 2017年度 (平成29年度)	削減目標	目標年度排出量 2022年度
温室効果ガス (CO ₂ 換算)	4,246,323 kg-CO ₂	5% (-212,317 kg-CO ₂)	4,034,006 kg-CO ₂

第3章 具体的な取り組み

1. 太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの積極導入

- ・ 太陽光発電、風力、バイオマス等の再生可能エネルギーを積極的に導入する。

2. 施設設備の改善等

- ・ 施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- ・ 断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、二重ガラス等）を導入する。
- ・ 高効率照明（LED等）への買い換えを順次行う。
- ・ 公用車の更新時に、小型車や低燃費車、ハイブリットカー、電気自動車等のエコカーの導入を図る。
- ・ 公共施設の緑化を推進する。

3. 物品購入等

- ・ 電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。
- ・ 事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品の購入を推進する。
- ・ 環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品の購入を推進する。

4. その他の取り組み

① 電気使用量の削減

- ・ 効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。
- ・ 昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行う。
- ・ トイレ等に利用者がいない場合は消灯する。
- ・ 退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ・ 人感センサー付きの照明器具の導入を図る。
- ・ OA機器等の電源をこまめに切るように努める。
- ・ 冷房温度（28℃）の適正管理を徹底して行う。

② 燃料使用量の削減

- ・ エコドライブの周知を図る。
- ・ 車両を適正に整備・管理し、燃費の向上に努める。
- ・ 公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。
- ・ カーエアコンについては、適切な温度設定になるよう周知徹底を行う。

③ ゴミの減量、リサイクル

- ・ 物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- ・ 廃棄物の分別排出の徹底に努める。
- ・ 使い捨て容器の購入は極力控える。

④ 用紙類

- ・ 両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- ・ リサイクル用紙の購入に努める。
- ・ 会議用資料や事務手続きの一層の簡素化を図る。
- ・ 使用済み封筒の再使用など、封筒の使用の合理化を図る。
- ・ 庁内のネットワークシステムを活用しペーパーレス化を推進する。

⑤ 水道（水道使用量の削減により、浄水場の電気使用量を削減）

- ・ 日常的に節水を心がける。
- ・ 自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。

⑥ 環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・ 職員向けに環境保全研修等を行う。
- ・ “ノーマイカーデー”や“乗り合い出退勤デー”など、環境保全を奨励する日や月間を設ける。
- ・ 職員が参加できる環境保全活動について、必要な情報提供を行う。
- ・ 職員は家庭においても、環境に配慮した生活を目指す。
- ・ 「COOL CHOICE」等の温室効果ガス排出量の削減の取り組みに関する情報を積極的に収集、職員への周知を図る。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

金武町地球温暖化対策推進本部設置要綱に従い、「推進本部」「推進担当者」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行う。

(1) 推進本部

金武町長を本部長、副町長を副本部長とし、その他、管理職等の構成員をもって組織する。計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行う。

計画の進捗状況についての確認・協議を行い、取り組み方針等を決定する。また、推進担当者に対して情報提供や取り組み内容についての指示を行う。

(2) 推進担当者

各課及び各出先機関に1名以上の「推進担当者」を置く。「推進担当者」は各部署における計画の推進及び進捗状況を把握し計画の推進を図る。

推進本部に対して進捗状況についての報告や改善の提案等を行う。また、各部署の職員に対し推進本部からの情報を提供するとともに、取り組み内容についての指導を行う。

(3) 事務局

事務局を住民生活課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

2. 点検体制

「事務局」は、「推進担当者」をとおして定期的に進捗状況の把握を行い、「推進本部」において年1回の点検評価を行う。

3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、町の広報誌やホームページ等により年1回公表する。

金武町地球温暖化対策推進本部

本部長：町長

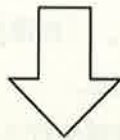
副本部長：副町長、教育長

部員：総務課長、住民生活課長、税務課長、保健福祉課長、
こども支援課長、企画課長、商工観光課長、農林水産課長、
建設課長、上下水道課長、学校教育課長、社会教育課長、
農業委員会事務局長、議会事務局長

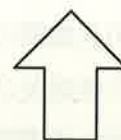
事務局：住民生活課

- ・実施状況について確認、協議する。
- ・取り組み方針等の決定を行う。
- ・推進担当者に対して指示、情報提供を行う。

指示
情報提供



進捗状況の報告
改善の提案

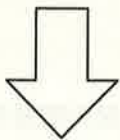


推進担当者

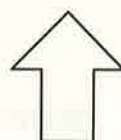
各課・委員会から1名を選出

- ・計画を推進する。
- ・実施状況の調査、報告を行う。
- ・職員に対して指導、情報提供を行う。

指導
情報提供



改善の提案



全職員

- ・計画を実行する。

図-3 本計画の推進体制

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方公共団体実行計画)

第2次金武町地球温暖化対策実行計画

資料編

1. 実行計画の根拠	1
2. 基準年度の温室効果ガス排出量	2
3. 沖縄県環境保全率先実行計画(第4期)	11
4. 環境ラベリング資料	23
5. エコドライブ資料	24
6. 金武町地球温暖化対策推進本部設置要綱	25

1. 実行計画の根拠

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）において、市町村は事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定することが義務付けられている。

実行計画では計画期間、目標、実施しようとする措置の内容等を定めることとしている。また、年に1回、措置及び施策の実施状況（温室効果ガス総排出量を含む）を公表することとしている。

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

（中略）

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

抜粋：地球温暖化対策の推進に関する法律（最終改正：平成二八年五月二七日法律第五〇号）

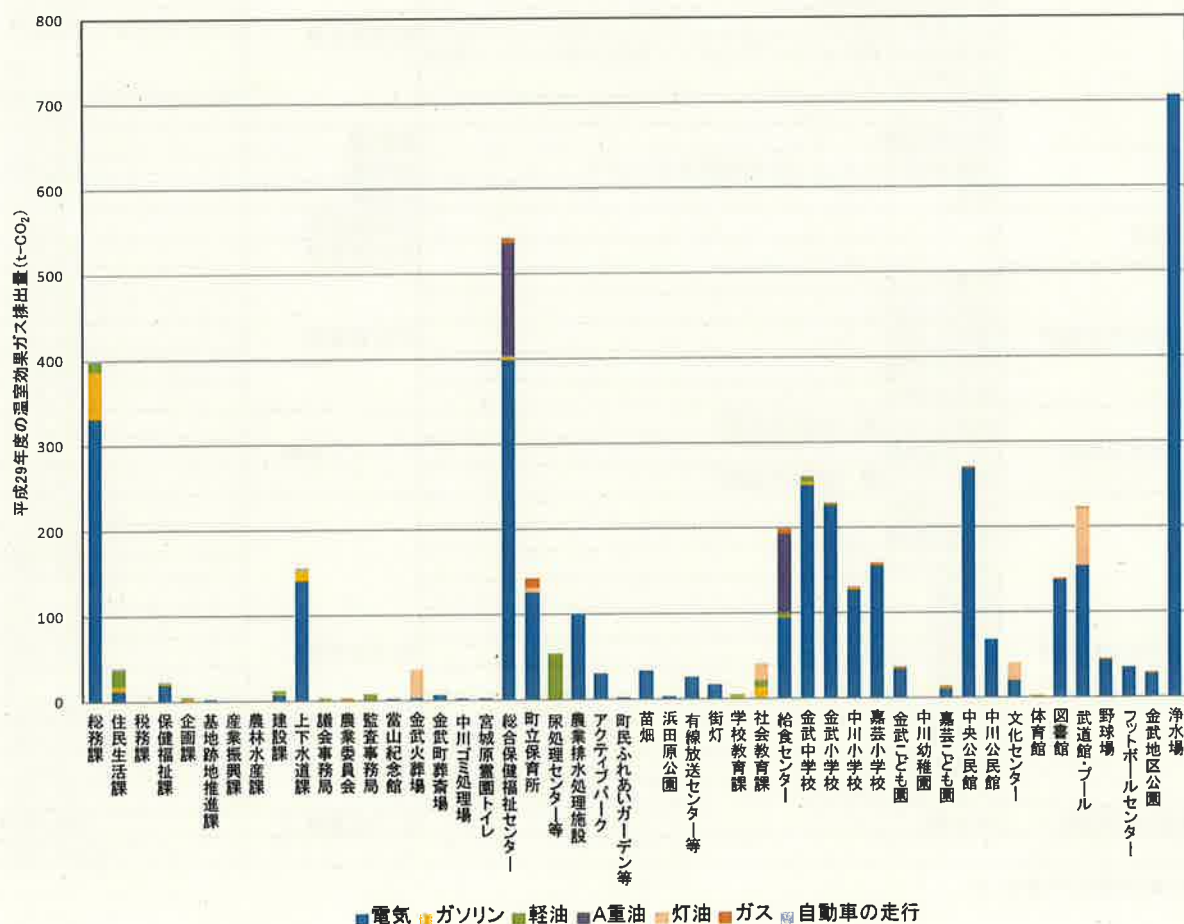
2. 基準年度の温室効果ガス排出量

本計画では、以下の項目を把握対象とした。なお、調査の結果、一般炭、ジェット燃料、B重油、C重油、液化天然ガス（LNG）、都市ガスは使用されていなかった。

- | | | | |
|------|---------------|----------|-------|
| ① 電気 | ② ガソリン（E3を含む） | ③ 軽油 | ④ A重油 |
| ⑤ 灯油 | ⑥ 液化石油ガス（LPG） | ⑦ 自動車の走行 | |

施設・部署別の温室効果ガス排出量を合計すると、基準年度（2017年度（平成29年度））の温室効果ガス総排出量は、4,246t-CO₂（4,246,323kg-CO₂）であった。

最も排出量の多い施設は浄水場で全体の17%（706t-CO₂）を占めており、全て電気の使用に伴う排出であった。次いで総合保健福祉センターが全体の13%（543t-CO₂）を占めおり、電気とA重油の使用に伴う排出が大半を占めていた。3番目に排出量が多いのは総務課で全体の9%（400t-CO₂）を占めており、電気とガソリンの使用に伴う排出が主であった。



① 施設・部署別の温室効果ガス排出量

分類	施設名	担当部署	温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂)
庁舎	—	総務課	400,063
	—	住民生活課	37,328
	—	税務課	0
	—	保健福祉課	21,395
	—	企画課	2,815
	—	基地跡地推進課	261
	—	産業振興課	0
	—	農林水産課	0
	—	建設課	12,935
	—	上下水道課	154,565
	—	議会事務局	1,851
	—	農業委員会	2,508
	—	監査事務局	8,194
町長部局出先機関	當山記念館	総務課	1,143
	金武火葬場	住民生活課	36,914
	金武町葬斎場		6,879
	中川ゴミ処理場		1,936
	宮城原霊園トイレ		976
	総合保健福祉センター	保健福祉課	542,466
	地域子育て支援センター歩っ歩(旧町立保育所)	こども支援課	18,088
	嘉芸保育所		52,048
	金武保育所		71,748
	尿処理センター・バキュームカー事務所	産業振興課	54,161
	農業排水処理施設		100,282
	アクティブパーク		30,164
	雄飛が丘町民ふれあいガーデン・福花公衆トイレ・武田 原公衆トイレ		239
	苗畑		32,954
	浜田原公園	建設課	3,427
その他	有線放送センター・防災無線スピーカー	総務課	26,249
	街灯	建設課	17,460
教育委員会	—	学校教育課	2,992
	—	社会教育課	40,677
教育委員会出先機関	給食センター	学校教育課	199,125
	金武中学校		258,825
	金武小学校		226,974
	中川小学校		128,217
	嘉芸小学校		156,935
町長部局出先機関	金武こども園(金武幼稚園)	こども支援課	34,149
	中川幼稚園		0
	嘉芸こども園(嘉芸幼稚園)		12,193
教育委員会出先機関	中央公民館	社会教育課	269,802
	中川公民館		68,358
	文化センター		40,508
	体育館		76
	図書館		137,553
	武道館・プール		153,426
	武道館		5
	プール		67,230
	野球場		43,200
	金武地区公園		34,227
	フットボールセンター		26,722
水上事業出先機関	浄水場	上下水道課	706,081
合計			4,246,323

※各排出量を四捨五入し算出した。

② 電気の使用量と温室効果ガス排出量

排出係数：0.772kg-CO₂/kWh

分類	施設名	担当部署	電気 kWh	排出量 kg-CO ₂
庁舎	—	総務課	428,734	330,983
	—	住民生活課	16,515	12,750
	—	税務課	0	0
	—	保健福祉課	25,694	19,836
	—	企画課	0	0
	—	基地跡地推進課	338	261
	—	産業振興課	0	0
	—	農林水産課	0	0
	—	建設課	9,547	7,370
	—	上下水道課	182,521	140,906
	—	議会事務局	0	0
	—	農業委員会	0	0
	—	監査事務局	0	0
町長部局出先機関	當山記念館	総務課	1,481	1,143
	金武火葬場	住民生活課	4,173	3,222
	金武町葬斎場		8,910	6,879
	中川ゴミ処理場		2,508	1,936
	宮城原霊園トイレ		1,264	976
	総合保健福祉センター	保健福祉課	516,786	398,959
	地域子育て支援センター歩っ歩(旧町立保育所)	こども支援課	22,538	17,399
	嘉芸保育所		55,596	42,920
	金武保育所		83,900	64,771
	尿処理センター・バキュームカー事務所	産業振興課	74	57
	農業排水処理施設		129,899	100,282
	アクティブパーク		39,073	30,164
	雄飛が丘町民ふれあいガーデン・福花公衆トイレ・武田原公衆トイレ		310	239
	苗畑		42,687	32,954
	浜田原公園	建設課	4,439	3,427
その他	有線放送センター・防災無線スピーカー	総務課	34,001	26,249
	街灯	建設課	22,616	17,460
教育委員会	—	学校教育課	0	0
	—	社会教育課	0	0
教育委員会出先機関	給食センター	学校教育課	121,927	94,128
	金武中学校		322,975	249,337
	金武小学校		291,962	225,395
	中川小学校		165,430	127,712
	嘉芸小学校		202,481	156,315
町長部局出先機関	金武こども園(金武幼稚園)	こども支援課	43,654	33,701
	中川幼稚園		0	0
	嘉芸こども園(嘉芸幼稚園)		14,960	11,549
教育委員会出先機関	中央公民館	社会教育課	348,812	269,283
	中川公民館		88,546	68,358
	文化センター		26,668	20,588
	体育館		0	0
	図書館		177,999	137,415
	武道館・プール		198,738	153,426
	武道館		0	0
	プール		0	0
	野球場		55,949	43,193
	金武地区公園		44,335	34,227
	フットボールセンター		34,584	26,699
水道事業出先機関	浄水場	上下水道課	914,613	706,081
合計			4,687,237	3,618,547

③ ガソリンの使用量と温室効果ガス排出量

排出係数：2.32kg-CO₂/L

分類	施設名	担当部署	ガソリン L	排出量 kg-CO ₂
庁舎	—	総務課	24,249	56,259
	—	住民生活課	2,384	5,532
	—	税務課	0	0
	—	保健福祉課	594	1,378
	—	企画課	1,176	2,729
	—	基地跡地推進課	0	0
	—	産業振興課	0	0
	—	農林水産課	0	0
	—	建設課	828	1,920
	—	上下水道課	5,839	13,547
	—	議会事務局	590	1,368
	—	農業委員会	1,001	2,323
	—	監査事務局	17	39
町長部局出先機関	當山記念館	総務課	0	0
	金武火葬場	—	0	0
	金武町葬斎場	住民生活課	0	0
	中川ゴミ処理場	—	0	0
	宮城原霊園トイレ	—	0	0
	総合保健福祉センター	保健福祉課	2,041	4,736
	町立保育所※	こども支援課	252	584
	嘉芸保育所		0	0
	金武保育所		0	0
	尿処理センター・バキュームカー事務所	産業振興課	469	1,087
	農業排水処理施設		0	0
	アクティブパーク		0	0
	雄飛が丘町民ふれあいガーデン・福花公衆トイレ・武田 原公衆トイレ		0	0
	苗畑		0	0
	浜田原公園	建設課	0	0
その他	有線放送センター・防災無線スピーカー	総務課	0	0
	街灯	建設課	0	0
教育委員会	—	学校教育課	1,249	2,897
	—	社会教育課	6,101	14,154
教育委員会出先機関	給食センター	学校教育課	578	1,342
	金武中学校		1,935	4,490
	金武小学校		360	835
	中川小学校		190	440
	嘉芸小学校		148	343
町長部局出先機関	金武こども園（金武幼稚園）	こども支援課	101	233
	中川幼稚園		0	0
	嘉芸こども園（嘉芸幼稚園）		71	164
教育委員会出先機関	中央公民館	社会教育課	0	0
	中川公民館		0	0
	文化センター		0	0
	体育館		0	0
	図書館		0	0
	武道館・プール		0	0
	武道館		0	0
	※各保育所におけるガソリンの使用量は、町立保育所に集計される。		0	0
	野球場		0	0
	金武地区公園		0	0
	フットボールセンター		0	0
水道事業出先機関	浄水場	上下水道課	0	0
合計			50,173	116,401

※各保育所におけるガソリンの使用量は、町立保育所に集計される。

④ 軽油の使用量と温室効果ガス排出量

排出係数：2.58kg-CO₂/L

分類	施設名	担当部署	軽油 L	排出量 kg-CO ₂
庁舎	-	総務課	4,373	11,283
	-	住民生活課	7,370	19,014
	-	税務課	0	0
	-	保健福祉課	0	0
	-	企画課	33	86
	-	基地跡地推進課	0	0
	-	産業振興課	0	0
	-	農林水産課	0	0
	-	建設課	1,412	3,644
	-	上下水道課	0	0
	-	議会事務局	187	483
	-	農業委員会	69	178
	-	監査事務局	3,161	8,155
町長部局出先機関	當山記念館	総務課	0	0
	金武火葬場	住民生活課	0	0
	金武町葬斎場		0	0
	中川ゴミ処理場		0	0
	宮城原霊園トイレ		0	0
	総合保健福祉センター	保健福祉課	0	0
	地域子育て支援センター歩っ歩(旧町立保育所)	こども支援課	41	105
	嘉芸保育所		0	0
	金武保育所		0	0
	尿処理センター・バキュームカー事務所	産業振興課	20,549	53,016
	農業排水処理施設		0	0
	アクティブパーク		0	0
	雄飛が丘町民ふれあいガーデン・福花公衆トイレ・武田原公衆トイレ		0	0
	苗畑		0	0
	浜田原公園	建設課	0	0
その他	有線放送センター・防災無線スピーカー	総務課	0	0
	街灯	建設課	0	0
教育委員会	-	学校教育課	32	83
	-	社会教育課	2,521	6,504
教育委員会出先機関	給食センター	学校教育課	1,722	4,444
	金武中学校		1,908	4,924
	金武小学校		256	661
	中川小学校		0	0
	嘉芸小学校		86	222
町長部局出先機関	金武こども園(金武幼稚園)	こども支援課	73	188
	中川幼稚園		0	0
	嘉芸こども園(嘉芸幼稚園)		181	466
教育委員会出先機関	中央公民館	社会教育課	0	0
	中川公民館		0	0
	文化センター		0	0
	体育館		0	0
	図書館		0	0
	武道館・プール		0	0
	武道館		0	0
	プール		0	0
	野球場		0	0
	金武地区公園		0	0
	フットボールセンター		0	0
水道事業出先機関	浄水場	上下水道課	0	0
合計			43,975	113,456

⑤ A重油の使用量と温室効果ガス排出量

排出係数：2.71kg-CO₂/L

分類	施設名	担当部署	A重油 L	排出量 kg-CO ₂
庁舎	-	総務課	0	0
	-	住民生活課	0	0
	-	税務課	0	0
	-	保健福祉課	0	0
	-	企画課	0	0
	-	基地跡地推進課	0	0
	-	産業振興課	0	0
	-	農林水産課	0	0
	-	建設課	0	0
	-	上下水道課	0	0
	-	議会事務局	0	0
	-	農業委員会	0	0
町長部局出先機関	-	監査事務局	0	0
	-	総務課	0	0
	富山記念館	住民生活課	0	0
	金武火葬場		0	0
	金武町葬斎場		0	0
	中川ゴミ処理場		0	0
	宮城原霊園トイレ		0	0
	総合保健福祉センター	保健福祉課	48,790	132,221
	地域子育て支援センター歩っ歩(旧町立保育所)	こども支援課	0	0
	嘉芸保育所		0	0
	金武保育所		0	0
	尿処理センター・バキュームカー事務所	産業振興課	0	0
	農業排水処理施設		0	0
	アクティブパーク		0	0
	雄飛が丘町民ふれあいガーデン・福花公衆トイレ・武田原公衆トイレ		0	0
	苗畑		0	0
その他	浜田原公園	建設課	0	0
	有線放送センター・防災無線スピーカー	総務課	0	0
	街灯	建設課	0	0
教育委員会	-	学校教育課	0	0
	-	社会教育課	0	0
教育委員会出先機関	給食センター	学校教育課	34,300	92,953
	金武中学校		0	0
	金武小学校		0	0
	中川小学校		0	0
	嘉芸小学校		0	0
町長部局出先機関	金武こども園(金武幼稚園)	こども支援課	0	0
	中川幼稚園		0	0
	嘉芸こども園(嘉芸幼稚園)		0	0
教育委員会出先機関	中央公民館	社会教育課	0	0
	中川公民館		0	0
	文化センター		0	0
	体育館		0	0
	図書館		0	0
	武道館・プール		0	0
	武道館		0	0
	プール		0	0
	野球場		0	0
	金武地区公園		0	0
	フットボールセンター		0	0
水道事業出先機関	浄水場	上下水道課	0	0
合計			83,090	225,174

⑥ 灯油の使用量と温室効果ガス排出量

排出係数：2.49kg-CO₂/L

分類	施設名	担当部署	灯油 L	排出量 kg-CO ₂
庁舎	—	総務課	0	0
	—	住民生活課	0	0
	—	税務課	0	0
	—	保健福祉課	0	0
	—	企画課	0	0
	—	基地跡地推進課	0	0
	—	産業振興課	0	0
	—	農林水産課	0	0
	—	建設課	0	0
	—	上下水道課	0	0
	—	議会事務局	0	0
	—	農業委員会	0	0
	—	監査事務局	0	0
町長部局出先機関	—	総務課	0	0
	當山記念館	住民生活課	13,531	33,693
	金武火葬場		0	0
	金武町葬斎場		0	0
	中川ゴミ処理場		0	0
	宮城原霊園トイレ	保健福祉課	0	0
	総合保健福祉センター		0	0
	地域子育て支援センター歩っ歩(旧町立保育所)	こども支援課	0	0
	嘉芸保育所		2,125	5,292
	金武保育所		0	0
	尿処理センター・バキュームカー事務所	産業振興課	0	0
	農業排水処理施設		0	0
	アクティブパーク		0	0
	雄飛が丘町民ふれあいガーデン・福花公衆トイレ・武田原公衆トイレ		0	0
	苗畑		0	0
その他	浜田原公園	建設課	0	0
	有線放送センター・防災無線スピーカー	総務課	0	0
	街灯	建設課	0	0
教育委員会	—	学校教育課	0	0
	—	社会教育課	8,040	20,020
教育委員会出先機関	給食センター	学校教育課	0	0
	金武中学校		0	0
	金武小学校		0	0
	中川小学校		0	0
	嘉芸小学校		0	0
町長部局出先機関	金武こども園(金武幼稚園)	こども支援課	0	0
	中川幼稚園		0	0
	嘉芸こども園(嘉芸幼稚園)		0	0
教育委員会出先機関	中央公民館	社会教育課	0	0
	中川公民館		0	0
	文化センター		8,000	19,920
	体育館		0	0
	図書館		0	0
	武道館・プール		0	0
	武道館		0	0
	プール		27,000	67,230
	野球場		0	0
	金武地区公園		0	0
	フットボールセンター		0	0
	—		0	0
水道事業出先機関	浄水場	上下水道課	0	0
合計			58,696	146,154

⑦ 液化石油ガス（LPG）の使用量と温室効果ガス排出量

排出係数：6.55kg-CO₂/m³

分類	施設名	担当部署	LPG M ³	排出量 kg-CO ₂
庁舎	—	総務課	13	84
	—	住民生活課	0	0
	—	税務課	0	0
	—	保健福祉課	0	0
	—	企画課	0	0
	—	基地跡地推進課	0	0
	—	産業振興課	0	0
	—	農林水産課	0	0
	—	建設課	0	0
	—	上下水道課	14	88
	—	議会事務局	0	0
	—	農業委員会	1	7
	—	監査事務局	0	0
町長部局出先機関	—	総務課	0	0
	當山記念館	住民生活課	0	0
	金武火葬場		0	0
	金武町葬斎場		0	0
	中川ゴミ処理場		0	0
	宮城原霊園トイレ		0	0
	総合保健福祉センター	保健福祉課	1,000	6,550
	地域子育て支援センター歩っ歩（旧町立保育所）	こども支援課	0	0
	嘉芸保育所		586	3,836
	金武保育所		1,065	6,977
	尿処理センター・バキュームカー事務所	産業振興課	0.0	0
	農業排水処理施設		0	0
	アクティブパーク		0	0
	雄飛が丘町民ふれあいガーデン・福花公衆トイレ・武田原公衆トイレ		0	0
	苗畑		0	0
その他	浜田原公園	建設課	0	0
	有線放送センター・防災無線スピーカー	総務課	0	0
	街灯	建設課	0	0
教育委員会	—	学校教育課	0	0
	—	社会教育課	0	0
	—	—	—	—
教育委員会出先機関	給食センター	学校教育課	956	6,259
	金武中学校		11	75
	金武小学校		13	84
	中川小学校		10	65
	嘉芸小学校		8	54
町長部局出先機関	金武こども園（金武幼稚園）	こども支援課	4	28
	中川幼稚園		0	0
	嘉芸こども園（嘉芸幼稚園）		2	14
教育委員会出先機関	中央公民館	社会教育課	79	519
	中川公民館		0	0
	文化センター		0	0
	体育館		12	76
	図書館		21	138
	武道館・プール		0	0
	武道館		1	5
	プール		0	0
	野球場		1	7
	金武地区公園		0	0
	フットボールセンター		4	24
水道事業出先機関	浄水場	上下水道課	0	0
合計			3,800	24,889

⑧ 自動車の走行量と温室効果ガス排出量

分類	施設名	担当部署	走行 km	排出量 kg-CO ₂
庁舎	--	総務課	183,138	1,456
	--	住民生活課	3,646	32
	--	保健福祉課	20,367	181
	--	上下水道課	2,573	23
	--	学校教育課	1,293	11
合計			211,017	1,703

※走行距離の記録がある部署のみ記載した。

排出量は、車両規格ごとのCH₄とN₂Oの排出係数を用いて算出した。

(沖縄県地球温暖化対策実行計画【事務事業編】)

沖縄県

第1章 計画の基本方針

1 趣旨

近年、私達を取り巻く生活環境は、都市化の進展やライフスタイルの変化等に伴い、騒音や悪臭などの生活型の公害が顕在化しつつあるとともに、地球温暖化問題をはじめとする地球規模での環境問題が深刻化しつつあるなど、取り組むべき課題は複雑化している。

さらに、我が国においては、平成23年3月に発生した東日本大震災以降、エネルギー政策の抜本的な見直しが進められており、自然エネルギーの利用や省エネルギー対策などを加速的に強化する必要性が高まっている。

このような課題を解決していくためには、県民、事業者及び行政の全てが積極的な取組を進めていくことが重要であり、中でも、県が一事業者として、積極的に環境に配慮した行動を率先して実行することは、環境負荷の軽減に大きく貢献するばかりではなく、市町村、県民、事業者等の自発的な環境保全行動につながることを期待される。

このため、県では平成11年に「沖縄県環境保全率先実行計画」を策定し、全機関の連携の下、環境に配慮した事務事業の遂行を図ってきたところである。

この度、同計画（第3期）の計画期間が平成22年度で終了することに加え、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成20年6月に改正され、地球温暖化に関する取組の強化が図られたことから、沖縄県庁における地球温暖化対策に関する計画を抜本的に見直し、新たな計画として、目標や具体的な取組を定めるものとする。

2 法令上の位置付け

本計画では、一事業者である県が行う環境配慮行動の一つとして、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を定めていることから、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年十月九日法律第百十七号）第21条第1項に定める「地方公共団体実行計画」としても位置付けることとする。

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年十月九日法律第百十七号）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

【参考：経緯】

- 平成11年：環境保全率先実行計画（第1期）の策定
- 平成12年：地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、沖縄県の事務事業に関する温室効果ガスの排出抑制等を定めた地方公共団体実行計画として、同計画を位置づけ
- 平成15年：第2期計画を策定
- 平成19年：第3期計画を策定
- 平成20年6月：同法の改正により、区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等に関する施策を定めるよう義務付けがなされる（事務事業に関する施策に併せて、区域に関する施策を定めるよう義務付け）
- 平成23年3月：沖縄県の区域における温室効果ガスの排出抑制等を図るための地方公共団体実行計画として、沖縄県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定
- 平成24年2月：区域施策編における温室効果ガス排出量の予測や目標等を参考にしつつ、また、エネルギーの使用の合理化に関する法律の改正によるエネルギー使用量年1%削減義務等を踏まえ、「環境保全率先実行計画（第4期）－沖縄県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）－」を策定

3 計画の期間

計画期間は平成23年度から平成32年度までの10年間とする。ただし、前期（平成23年度～平成27年度）における各種対策の進捗や、計画内容に影響を与えるような社会環境の変化等を踏まえ、必要に応じて随時見直しを行うものとする。

- ・前期 平成23年度～平成27年度
- ・後期 平成28年度～平成32年度

4 計画の対象

(1) 対象機関

本計画の対象機関は、知事部局、企業局、病院事業局、議会事務局、教育庁、警察本部、監査委員事務局、人事委員会事務局及び労働委員会事務局とする。

(2) 対象範囲

県の全ての事務・事業を対象とする。

ただし、公共事業、その他外部への委託(指定管理者制度等)により実施する事業等は対象外とするが、本計画の取組について理解を求め、積極的な取組を促すこととする。

(3) 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律に定める6種類の温室効果ガスのうち、PFC及びSF₆については、県自らの業務からは排出が想定されないため、これらの除く4種類のガスを対象とする。

- ① 二酸化炭素（CO₂）
- ② メタン（CH₄）
- ③ 一酸化二窒素（N₂O）

④ ハイドロフルオロカーボン（HFC）

5 環境配慮行動の四つの原則

- (1) 温室効果ガス削減等の推進 温室効果ガス・エネルギー使用量の削減
- (2) 省資源の推進 上水使用量・コピー用紙使用量の削減
- (3) グリーン購入の推進 . . . 環境配慮型物品の購入
- (4) 廃棄物の減量化、リサイクルの推進 . . . 廃棄物排出量の削減、リサイクル率の向上

6 計画の運用

(1) PDCAサイクル

第4章に示したPDCAサイクルにより運用する。

(2) 点検・公表

計画の効果的な推進を図るため、環境基本計画推進会議において進捗管理を行うとともに、とりまとめ結果を公表する。

(3) 普及啓発

職員一人一人の行動が環境に配慮したものとなるよう周知・啓発を推進する。

第2章 計画の目標

1 温室効果ガス削減等の推進

温室効果ガスの総排出量を削減するため、県の事務・事業によるエネルギー使用量を、平成32年度までに平成21年度比で10%削減する。

（計画期間内における発電燃料の低炭素化を見込み、温室効果ガスの総排出量を、平成32年度までに平成21年度比で21%削減する。）

沖縄県の事務事業における温室効果ガス排出量は、2000年度の約13.2万t-CO_{2eq}から2009年度には13.1万t-CO_{2eq}（2000年度比0.4%減少）となっている。2000年以降の排出量は、エネルギー使用量（特に電気）の増加により、ピーク時には約14.7万t-CO_{2eq}（2003年度）まで増加したが、ESCO事業や様々な取組の成果により、近年は減少傾向にある。

本計画では、エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）等を基に、各施設等におけるエネルギー使用を、平成32年度までに平成21年度比で10%削減することを目指す。

さらに、省エネ対策と併せて、太陽光やバイオ燃料等の再生可能エネルギーの導入等に取り組む。エネルギー使用の削減に伴い、温室効果ガスの総排出量は、沖縄電力の発電燃料の低炭素化（液化天然ガス(LNG)発電の供用等）を前提として、計画期間内に21%削減することが見込まれる。

省エネルギーの実行目標（対平成21年度比）

（庁舎関係）
電気の使用量を10%削減する。
その他燃料の使用量を10%削減する。
（公用車・船舶等）
ガソリン・軽油の使用量を10%削減する

エネルギー使用量及び温室効果ガス削減目標の設定において、下記事項については対象外とする。

（1）水道用水供給事業におけるエネルギー（電気、その他燃料）使用量

湧水時における海水淡水化施設の稼働増など、天候等によりエネルギー使用量が大きく左右されるため。

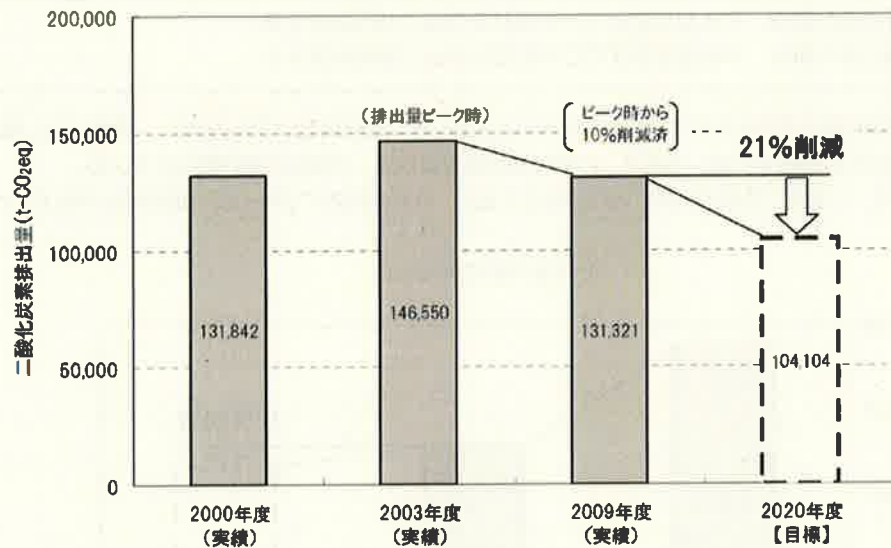
（2）警察車両の燃料使用量

職務の性質上、率先実行になじまないため。

（3）教育庁の電気使用量

県立学校においては、学習環境の向上を目的とした冷房設備の新設等が今後も見込まれるため。ただし、前期（平成23年度～平成27年度）における設備の整備状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

温室効果ガス排出量の削減目標



*CO₂eq：二酸化炭素換算。二酸化炭素以外の温室効果ガスについては、その排出量に、ガスごとに設定された「地球温暖化係数」（二酸化炭素を1とした場合の各ガスの地球温暖化に対する相対的な影響の強さ）をかけ合わせることで換算している。eqはequivalentの略。

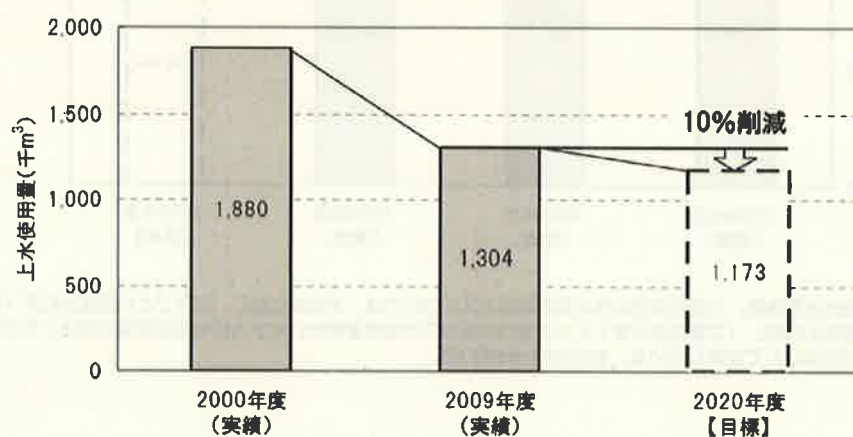
2 省資源の推進

- ① 上水の使用量を、平成32年度までに平成21年度比で10%削減する。
- ② 紙類の使用量を、平成32年度までに平成21年度比で10%削減する。

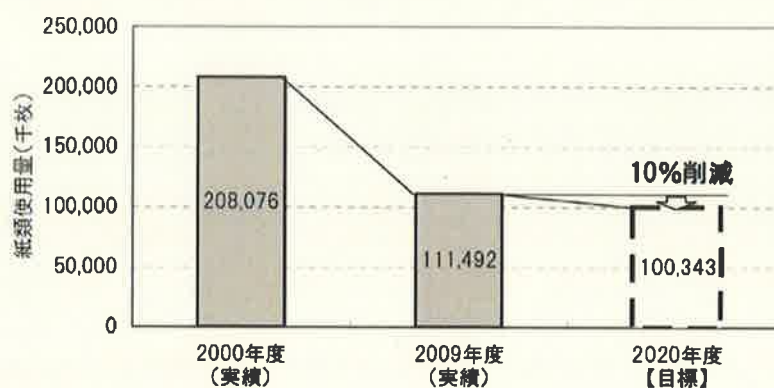
上水及び紙類の2009年度の使用量は、上水は1,303千m³（2000年度比35%削減）、紙類は111,492千枚（2000年度比48%削減）であり、いずれも2000年度以降、大幅な削減が図られている。

引き続き、上水及び紙類の削減に向けた取組を進め、計画期間内に10%の使用量削減を目指すこととする。

上水使用量の削減目標



紙類使用量の削減目標



3 グリーン購入の推進

「沖縄県グリーン購入基本方針」に基づき、県の機関が実施する物品の調達に占める環境物品の割合を100%とする。

県では、平成13年度のグリーン購入法の施行を受けて、平成14年3月に、「沖縄県グリーン購入調達方針」を策定し、環境配慮型製品の優先的な購入に取り組んでいる。平成21年度の環境配慮型製品の購入率は各項目の平均で87.0%であった。引き続き環境配慮型製品の優先的な購入に取り組むこととし、物品の調達に占める環境物品の割合を100%にすることを目標とする。

なお、本庁各課においては、物品調達基金を通して購入しているため、調達目標をほぼ達成しているが、出先機関においては、環境配慮型製品の購入をさらに徹底していく必要がある。

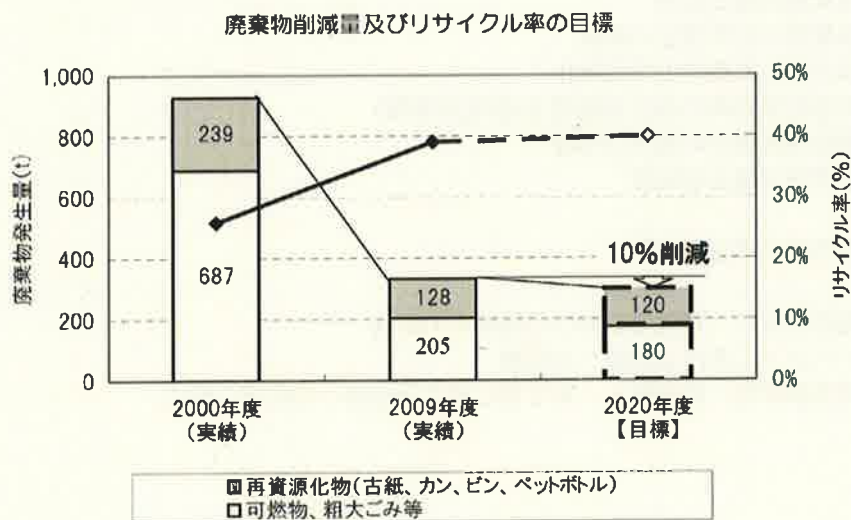
4 廃棄物の減量化、リサイクルの推進

- ① 廃棄物の排出量を、平成32年度までに平成21年度比で10%削減する。
- ② 廃棄物のリサイクル率を、平成32年度までに40%以上にする。

本庁舎における廃棄物発生量は減少傾向にあり、2009年度は2000年度に比べ約64%削減している。また、リサイクル率は、2000年度の約26%から、2009年度には約40%程度まで増加している。

引き続き、廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進に関する取組を進め、廃棄物発生量は計画期間内に10%削減、リサイクル率は引き続き40%の達成を目指す。

なお、廃棄物発生量等に関する取組結果の評価については、引き続き、発生量が正確に把握されている本庁舎の量によって行うものとする。



第3章 取り組むべき環境配慮行動

1 温室効果ガス削減等の推進

- (1) 省エネルギーに配慮した施設等の使用、管理
- (2) 公用車燃料使用量の削減

2 省資源の推進

- (1) 水資源の節約
- (2) 紙類の使用の抑制
- (3) その他環境に配慮した取組

3 グリーン購入の推進

- (1) 紙類
- (2) 文具類等
- (3) OA機器
- (4) 公用車

4 廃棄物の減量化、リサイクルの推進

- (1) 環境負荷の少ない物品の購入
- (2) 廃棄物の発生抑制
- (3) 廃棄物の分別排出の徹底
- (4) 建設資材廃棄物の再資源化
- (5) 有害化学物質の適正な処理(試験検査機関)
- (6) 感染性廃棄物の適正な処理
- (7) 公用車の適正な処理

5 その他の配慮事項

- (1) 施設の設計、管理等における環境への配慮
- (2) イベントにおける環境への配慮
- (3) 関係事業者、職員個人、来庁者に対する環境への配慮の協力

第4章 計画の推進と進行管理

1 計画の決定等 (Plan / Action)

(1) 計画の決定

計画は、「環境基本計画推進会議」における協議を経て、知事が定める。

(2) 計画の見直し

計画の継続的な改善を進めるために行動目標等を見直す場合は、(1)と同様の手続きにより行う。

2 計画の推進 (Do)

(1) 推進体制の整備

知事は、全機関の長と職員に対し、本計画に基づく環境配慮の取組を推進することを指示する。

(2) 職員への普及啓発

全機関の長は、各班長等を通して、所属職員が環境配慮の取組を推進するよう普及啓発を図る。

本計画事務局(環境再生課)は、各職場での環境配慮行動等を促進するため、環境保全に関する情報の提供、研修の実施、その他の必要な措置を講じる。

(3) 自主的な環境配慮行動の推進

計画に定める環境配慮行動項目等のほか、職員等の工夫による自主的、積極的な環境配慮の取組を推進する。

3 計画の点検・公表 (Check)

(1) 環境配慮の取組の実績調査

本計画事務局は、全機関を対象に環境配慮の取組状況について、定期的に調査する。

(2) 点検・評価

(1)の調査結果は、環境基本計画推進会議幹事会で点検、評価を行い、実績報告書を作成する。

(3) 公表

(2)の実績報告書は、環境基本計画推進会議における確認を経て知事に報告した後、公表する。

4 各機関の役割

(1) 各部局等の主管課（別表：率先実行計画対象機関等）

- ① 各部局各課及び出先機関のエネルギー使用量、環境物品の購入率等の実績をとりまとめ、事務局へ報告する。
- ② その他、計画の推進に協力する。

(2) 物品等の集中調達機関（物品管理課）

- ① 年契物品単価表（環境保全製品リスト）を作成し、各機関へ周知する。
- ② 不用備品や物品のリサイクルシステムを確立し、効率的な活用を図る。

(3) 庁舎等の管理機関（管財課、各施設所管課）

- ① 空調、照明、エレベーター、給水(湯)、下水処理及び施設内の緑化等の管理は、本計画その他に基づき適切に行う。
- ② 省エネ機器を積極的に導入する。
- ③ 業者が設置する自動販売機等の機器については、省エネ型機器の設置を求める。
- ④ 廃棄物の減量化とリサイクルを推進するため、ごみ分別を徹底するなど効果的な手段を講じる。
- ⑤ 排出された廃棄物の適正処理と管理を行う。
- ⑥ 庁舎等での廃棄物の排出量、再資源化量及び処分量等の実績を重量、種類ごとにとりまとめ、事務局へ報告する。

(4) 情報システムの管理機関（総合情報政策課）

- ① 省エネ型のパソコンや周辺機器の導入を推進する。
- ② COLAL21ネットワークシステムを利用したコミュニケーションの円滑化や情報共有化を進める。

(5) 職員の服務及び研修を所管する機関（人事課）

- ① 定時退庁、時間外勤務の縮減を促進する。
- ② ライトダウンの実施等を通して、ノー残業デーの周知・徹底を図る。

(6) 公共工事の環境対策及び県有建築物の企画、設計を所管する機関

- ① 庁舎等建築に伴う副産物の再資源化に努め、その実績（再資源化率等）をとりまとめる。
- ② 施設等の設計にあたっては省エネ型の構造とし、自然エネルギーなどの活用に努める。またその他の設備についても環境に配慮した製品を導入する。
- ③ 「実施設計単価表」に再利用製品を掲載し、再利用製品の利用を促進する。
- ④ 公共施設の維持管理にあたっては、ESCO事業等により省エネ型設備を積極的に導入し、地球温暖化防止対策を図る。

(7) 県予算を総括する機関（財政課）

- ① 当初予算見積もり基準の策定にあたっては、低公害車等の環境物品の購入を前提とした基準の策定に努める。

(8) 事務局（環境再生課）

- ① 本計画に係る事務を処理する。
- ② 全機関、全職員に対し、本計画の周知を図る。
- ③ 「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」に基づき、環境物品等の調達の推進を図るための方針を策定し、各機関へ周知する。
- ④ 特定調達品目については、環境物品の調達目標を定めその達成に努める。
- ⑤ 環境物品の購入率等の実績をとりまとめる。
- ⑥ 実績調査により各部局のエネルギー使用量、環境物品の購入率等の実績等を取りまとめる。
- ⑦ 環境基本計画推進会議及び環境基本計画推進会議幹事会による点検・評価・確認を経て実績報告書を作成し、公表する。

4. エコラベリング資料

エコラベル（環境ラベル）とは、地球環境の保全に役立つと認定された商品につけるマーク等で、商品購入に際してエコラベルのある商品を選択することで環境保全に貢献することができる。

例えばリサイクル用紙の場合、「R100マーク」（古紙パルプ配合率100%の再生紙であることを示す）や「グリーンマーク」（原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示す）等が記載されている。

<国及び第三者機関の取組による環境ラベル>

（資料：環境省 環境ラベル等データベース <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/f01.html>）

(別表 1)

本 部 長	町長
副本部長	副町長 教育長
部 員	総務課長 住民生活課長 税務課長 保健福祉課長 こども支援課長 企画課長 商工観光課長 農林水産課長 建設課長 上下水道課長 学校教育課長 社会教育課長 農業委員会事務局長 議会事務局長

6. 金武町地球温暖化対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 金武町役場における地球温暖化対策の推進を図るために、金武町地球温暖化対策推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地球温暖化防止に向けた金武町地球温暖化対策実行計画(以下「実行計画」という。)の策定及び見直しに関すること。
- (2) 実行計画の推進、点検及び評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、町長をもって充て、副本部長は、副町長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

2 ただし、本部長が不在のときは、本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(推進担当者)

第6条 本部員はそれぞれの課等において推進担当者を置くこととする。

2 推進担当者は、各課等において実行計画に基づく取組に際して中心的な役割を担うものとし、実行計画への取組を率先して行わなければならない。

3 推進担当者は、所属課等内における実行計画の周知徹底に努めるとともに、所属職員の意識啓発を推進しなければならない。

4 推進担当者は、実行計画の取組状況について実績調査や取組状況の点検評価等を行い、その結果について前条に規定する推進本部へ報告しなければならない。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、住民生活課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、交付の日から施行する。

地球と走ろう 環境にやさしいエコドライブで

1 ふんわりアクセル 「目スタート」

発進するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進しましょう（最初の5秒で、時速20km程度が目安です）。日々の運転において、やさしい発進を心がけるだけで、10%程度燃費が改善します。焦らず、穏やかな発進は、安全運転にもつながります。

2 車間距離にゆとりをもつて、加速・減速の少ない運転

走行中は、一定の速度で走ることが心がけましょう。車間距離が短くなると、ムダな加速・減速の機会が多くなり、市街地では2%程度、郊外では8%程度も燃費が悪化します。交通状況に応じて速度変化の少ない運転を心がけましょう。

3 減速時は早めにアクセルを離そう

信号が変わるなど停止することがわかったら、早めにアクセルから足を離しましょう。そうするとエンジンブレーキが作動し、2%程度燃費が改善します。また、減速するときや坂道を下るときにもエンジンブレーキを活用しましょう。

4 エアコンの使用は適切に

車のエアコン（A/C）は車内を冷却・除湿する機能です。暖房のみ必要なときは、エアコンスイッチをOFFにしましょう。また、冷却が必要なときは、車内を冷やさずすぎないようにしましょう。たとえば、車内の温度設定を外気と同じ25℃に設定した場合、エアコンスイッチをONにしたままだと12%程度燃費が悪化します。

エコドライブ 10のすすめ



5 ムダなアイドリングはやめよう

待ち合わせや荷物の積み下ろしなどによる駐車時のアイドリングは、アイドリングはやめましょう^{※1}。10分間のアイドリング（エアコンOFFの場合）で、130cc程度の燃料を消費します。また、現在の乗用車では基本的に暖機運転は不要です^{※2}。エンジンをかけたらすぐに出発しましょう。

6 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう

出かける前に、渋滞・交通規制などの道路交通情報や、地図・カーナビなどを活用して、行き先やルートをおらかじめ確認し、時間に余裕をもって出発しましょう。さらに、出発後も道路交通情報をチェックして渋滞を避ければ燃費と時間の節約になります。たとえば、1時間のドライブで遅に迷い、10分間余計に走行すると17%程度燃料消費量が増加します。

7 タイヤの空気圧から始める点検・整備

タイヤの空気圧チェックを習慣づけましょう。タイヤの空気圧が適正値より不足すると、市街地で2%程度、郊外で4%程度燃費が悪化します（適正値より50kPa（0.5kg/cm²）不足した場合）。また、エンジンオイル・オイルフィルタ・エアクリナエレメントなどの定期的な交換によっても燃費が改善します。

8 不要な荷物は おろそう

運ぶ必要のない荷物は車からおろしましょう。車の燃費は、荷物の重さに大きく影響されます。たとえば、100kgの荷物を載せて走ると、3%程度も燃費が悪化します。また、車の燃費は、空気抵抗にも敏感です。スキーキャリアなどの外装品は、使用しないときには外しましょう。

9 走行の妨げとなる 駐車はやめよう

迷惑駐車はやめましょう。交差点付近などの交通の妨げになる場所での駐車は、渋滞をもたらします。迷惑駐車は、他の車の燃費を悪化させるばかりか、交通事故の原因にもなります。迷惑駐車のない道路では、平均速度が向上し、燃費の悪化を防ぎます。

10 自分の燃費を 把握しよう

自分の車の燃費を把握することを習慣にしましょう。日々の燃費を把握すると、自分のエコドライブ効果が実感できます。車に装備されている燃費計・エコドライブナビゲーション・インターネットでの燃費管理などのエコドライブ支援機能を使うと便利です。

エコドライブ普及推進協議会

事務局 交通エコロジー・モビリティ財団

※1 交差点で自らエンジンを止める手動アイドリングストップは、以下の点で安全性に問題があるため注意しましょう。（自動アイドリングストップ機能搭載車は問題ありません。）
・手動アイドリングストップ中に何らかのブレーキを踏むとブレーキの効きが悪くなります。
・慣れないと制動や緊急回避ができず、またバッテリーなどの部品寿命の低下によりエンジンが再始動しにくい場合があります。
・エアバッグなどの安全装置や方向指示器などが作動しないため、先頭車同付着や後追いで手動アイドリングストップは避けましょう。
※2 一般の乗用車の燃費や性能は、特に状況や運転方法、走りながら暖めるウォームアップ走行で変わります。

エコドライブ普及連絡会策定
（警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省）

データ提供：（一財）省エネルギーセンターなどの関係機関